

**神奈川県教育委員会文化遺産課 会計年度任用職員
(文化財の保存・活用に係る事務補助員) 募集要項**

1 応募区分 及び人数	文化財の保存・活用に係る事務補助員 1名
2 応募資格	<p>(1) ①もしくは②に該当する方（年齢の上限はありません）</p> <p>①公共職業安定所（以下、「ハローワーク」という。）に求職登録をしている方</p> <p>②応募時点で就業中、就学中であるが、令和7年1月20日から県で就業可能な方</p> <p>(2) 必要な資格・経験等</p> <p>○ パソコン（ワード・エクセル）による文書作成、表計算及びデータ入力・編集等のできる方。</p> <p>※ 次に該当する方は応募できません。</p> <p>○地方公務員法第16条の規定に該当する次の方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ・神奈川県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者 ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 <p>○平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている方（心神耗弱を原因とするもの以外）</p>
3 報酬等	<p>月額136,125円～169,967円、期末手当等年2回（6月・12月）・4.50ヶ月分支給（前年度実績・最大）、通勤に要する費用（県の規定による）</p> <p>※ 学歴や職務経験等に応じて報酬が異なります。（報酬額は税引き前です。）</p>
4 健康保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労災保険（又は条例による補償適用）に原則加入
5 勤務時間、 休日等	<p>(1) 休日 原則として土日祝日</p> <p>(2) 勤務時間（週29時間）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・週3日は8時30分から17時15分まで ・週1日は8時30分から15時15分まで
6 任用期間	<p>令和7年1月20日から令和7年3月31日まで（約2ヶ月）</p> <p>※ 原則として、最初の1ヵ月は条件付採用期間となります。</p> <p>※ 同一の業務が継続してある場合には、採用する所属の選考（面接）を経て、2回（令和8年度まで）を限度に、改めて採用される場合があります。</p>
7 業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財の保存・活用に係る事務補助に関すること。 ・銃砲刀剣類登録に係る事務補助に関すること。 ・その他、文化遺産課関係事務の補助に関すること。
8 勤務地	〒231-8588 横浜市中区日本大通1番地 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課（県庁東庁舎内）
9 応募方法等	<p>(1) 応募先・応募方法</p> <p>〒231-8588 横浜市中区日本大通1番地 神奈川県教育委員会教育局生涯学習部文化遺産課 担当 調整・世界遺産登録推進グループ 城所（きどころ） 電話 045-210-8351（直通）</p> <p>※ 封筒に「文化財の保存・活用に係る事務補助員」と赤字で記載してください。</p> <p>(2) 応募期間 令和6年12月19日(木)から12月26日(木)（令和6年12月26日(木)17時必着）</p> <p>(3) 応募書類（返却はしません） ※郵送もしくは持参ください。</p> <p>① 履歴書（市販のもの又はパソコン等で作成したもの・写真添付）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・履歴書の所定欄等に志望動機を記載してください。 <p>② ハローワークからの紹介状（応募時点で就業中、就学中の方は不要）</p>
10 面接日	令和7年1月8日（水）～1月9日（木）の期間に文化遺産課で指定する日時に神奈川県教育委員会生涯学習部文化遺産課（県庁東庁舎9階）で行います。
11 結果連絡	採否にかかわらず、令和7年1月16日（木）までに連絡します。
(問合せ先)	問合せは「9 応募方法 (1)応募先・応募方法」に記載の箇所へお願いします